

在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成事業実施要綱

平成10年11月16日保健第878号
改正 平成14年10月22日保健第1006号
改正 平成18年12月7日健康第2580号
改正 平成22年12月13日健全第4799号
改正 令和元年12月19日地保第3331号
改正 令和2年12月14日地保第3626号
改正 令和3年11月10日地保第2181号
改正 令和4年4月1日地保第7681号
改正 令和4年5月24日地保第619号

第1 趣旨

本事業は、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項の規定に基づき、療養に要する費用の額の選定方法に定められた在宅酸素療法及び人工呼吸療法（以下「酸素療法等」という。）を必要とする呼吸器機能障害者の健康維持と、その福祉の増進に資することを目的とし、この要綱の定めるところにより、酸素濃縮器及び人工呼吸器（以下「酸素濃縮器等」という。）の使用にかかる電気料金の一部を助成する。

第2 助成対象者

在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成事業の対象者は、北海道内に住所を有し、在宅で酸素療法等を行っている者のうち、知事の認定を受けた者とする。

第3 助成額

この事業による酸素濃縮器等使用助成の額（以下「助成金」という。）は、別紙のとおりとする。

第4 助成の申請及び認定等

1 この事業により助成を受けようとする者は、必要書類を添えて在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成認定申請書（別記様式第1号）により知事に申請しなければならない。

なお、申請書の提出は、住所地が札幌市、旭川市、函館市または小樽市である場合にあつては、住所地を所管する保健所（札幌市にあつては各区保健センター。以下「保健所等」という。）を経由して行うものとする（以下第5及び第6の届出並びに第7の3の申請について同じ。）。

2 知事は、前項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査の上、資格があると認めるときは、在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成認定証（別記様式第2号）により、また、その資格がないと認めるときは、在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成不認定通知書（別記様式第3号）により、当該申請者に通知する。

なお、住所地が札幌市、旭川市、函館市及び小樽市である場合にあつては、保健所等を経由して通知する。

第5 認定内容の変更

認定者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なく、在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成変更届（別記様式第4号）を、知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名の変更があったとき
- (2) 道内において住所を変更したとき

第6 助成資格喪失の届出

認定者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なく、在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成資格喪失届（別記様式第5号）を、知事に提出しなければならない。

- (1) 酸素濃縮器等を使用しなくなったとき（死亡、治癒等）
- (2) 道外に転出したとき（旧住所地を所管する保健所等に提出）

第7 助成金の支給及び継続認定申請

- 1 第4の規定により認定を受けた者は、毎年1月1日から2月末日までの間に前年分の助成金の請求を行うことができる。
- 2 第6の規定に定める助成資格を喪失したときは、当該年分の助成金の請求を行うことができる。
- 3 助成金の支給を受けようとする者は、在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成金請求書兼継続認定申請書（別記様式第6号）（以下「請求書」という。）を、知事に提出しなければならない。
- 4 知事は当該請求書を受理したときは、その内容を審査して支給額を決定し速やかに支給するものとする。
- 5 助成対象の期間は、各年1月1日から12月31日までとし、当該年限りとする。
ただし、新たに認定となった者に係る助成対象期間の始期については、申請を受理した日（郵送等の場合は、消印等の日）の属する月の翌月1日からとする。
- 6 助成金については、一月当たりの助成額に支給月数を乗じた金額を支給する。
ただし、入院等により在宅での酸素濃縮器等の使用を休止した期間がある場合の支給月数については、使用休止期間の日数を合計し、30で除した数（小数点以下切り捨て）を助成対象月数から減じて算出するものとする。
- 7 第4の2項の規定により資格の認定を受けた者が、引き続き資格の認定を受けようとするときは、助成対象期間の属する年の翌年1月1日から2月末日までの間に、第3項に定める在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成認定申請書兼継続認定申請書（別記様式第6号）の所定の欄に記載することにより、請求と同時に継続認定の申請を行うことができるものとする。

第8 その他

- 1 この要綱に定めのない事項については、必要に応じ保健福祉部長が定める。

附 則（平成10年11月16日保健第878号）

- 1 この要綱は、平成10年8月1日から適用する。
- 2 平成10年度に限り、第4の規定にかかわらず、平成10年7月31日以前から酸素療法等を行っている者の助成対象期間は、平成10年8月からとし、平成10年8月1日以降に酸素療法等を行った者の助成対象期間の始期は、使用開始した月の翌月からとする。

附 則（平成14年11月22日保健第1006号）

- 1 この要綱は、平成15年1月1日から適用する。
- 2 平成14年分の助成対象期間に限り、第7の5の規定にかかわらず、平成14年4月1日から平成14年12月31日までとする。

別紙（第3関係）

在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成事業助成額表

（単位：円）

1日当たりの酸素濃縮器等使用時間		一月当たりの助成額
助成区分	12時間未満	1,000
	12時間以上	2,000